

教育現場における手話の扱われ方に関する一考察

—鳥取県と群馬県の手話言語条例の比較より—

二神麗子・金澤貴之・任 龍在

群馬大学教育実践研究 別刷

第33号 115～121頁 2016

群馬大学教育学部 附属学校教育臨床総合センター

教育現場における手話の扱われ方に関する一考察

—鳥取県と群馬県の手話言語条例の比較より—

二 神 麗 子¹⁾・金 澤 貴 之²⁾・任 龍 在²⁾

1) 群馬大学大学院教育学研究科障害児教育専攻

2) 群馬大学教育学部障害児教育講座

Treatment of sign language in the education field :
A comparison of sign language ordinance between Tottori and Gunma prefecture

Reiko FUTAGAMI¹⁾, Takayuki KANAZAWA²⁾, Yongjae LIM²⁾

1) Graduate School of Gunma University

2) Department of Special Education, Faculty of Education, Gunma University

キーワード：手話言語条例、手話、ろう教育

Key word : Sign Language Ordinance, Japanese Sign Language, Education for Deaf Children

(2015年10月30日受理)

1. はじめに

本稿の目的は、障害者政策における障害者の当事者がいかにして発揮されるのかについて明らかにする一助とすべく、手話言語条例に着目し、ろう教育の場面において手話がどのように議論されたのかを、それぞれの自治体の持つ特色や権限との関係性についても明らかにし検証することにある。

2013年9月1日から、学校教育法施行令第5条「就学先を決定する仕組み」の改正が行われた。これまでは障害の重い児童生徒¹⁾は原則として特別支援学校に就学することとなっており、地域の通常の学校への就学は「認定就学者」として、「特別な事情のある」場合にしか認められていなかった。改正後は学校教育法施行令第22条3に該当していたとしても、市町村教育委員会が障害の状態や保護者の希望等を総合的に判断し、就学先が決定されるようになった。したがって、例えば聴覚障害児の場合、これまでは原則ろう学校に進学していた重度の聴覚障害のある児童生徒がこれまでで

上に通常の学校に就学しやすくなったといえる。さらに、2011年に障害者基本法が改正されたことに基づき、2013年6月19日に制定された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」とする）の第8条²⁾に伴い、2015年11月26日に「文部科学省所轄事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（案）」が提出された。このことによって、2016年4月1日より、通常の学校に在籍する重度の障害のある子どもに対して、その特性に応じた合理的配慮の提供が学校側に求められることとなる。

このように、地域の小中学校等に障害のある児童生徒等が入学することがこれまで以上に容易になった上に、障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供が義務付けられ、「インクルーシブ教育」がさらに推進していくという状況が目前に迫ってきている。

その一方で、障害者権利条約では、「学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境」という記述で、盲学校とろう学校の必要性についても言及している。す

なわち、同じような障害を持った人や地域社会全体と交流するために、獲得しなければならない技能である点字や手話を学ぶための分離的環境も「学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境」として認めているということである(長瀬, 2012)。特にろう教育では、「聾者が聾者として生きる」というろう児・者のアイデンティティの保持のため(田門, 2014)にも、従来のような口話主流の教育ではなく、手話による教育がなされるための具体的な法律、「手話言語法」の必要性が関係者の間で主張されるようになっており、全日本ろうあ連盟は「手話言語法」制定の運動を行っている³⁾。また、手話言語法制定に先立ち、「手話言語条例」の制定の動きが全国に広がってきており、2013年10月に全国で初めて鳥取県で手話言語条例が制定されて以降、2015年10月現在3県19市町村で制定され、今後もその勢いはまだ続くことが予想される。

このような状況を鑑みると、各自治体の手話言語条例がろう教育にもたらす役割は決して小さくないものと考えられる。そこで本研究では、これまで制定された手話言語条例の「教育」に関する事項について、手話がどのように扱われているかを比較し、検討することとした。

2. 方法

主に使用する資料は、鳥取県と群馬県の手話言語条例の条文、鳥取県で行われた研究会(平成25年4月22日から8月8日)の議事録、群馬県議会の一般質問(平成27年2月24日)の議事録である。鳥取県と群馬県を扱う理由としては、都道府県立のろう学校の設置者は都道府県であり、現在手話言語条例を制定している自治体の中でろう学校の設置をしているのは鳥取県、群馬県、神奈川県であること、そしてその中で教育における手話の普及やろう学校での手話に関する教育等について詳細に規定しているのは鳥取県と群馬県の手話言語条例であるため、鳥取県と群馬県の条例を比較し

検討することには意味があると考えたからである。

また、群馬県の場合は議員提案による条例であったため群馬県議会議員に、鳥取県の場合は執行部提案による条例であったため鳥取県障害福祉課の職員に、適宜インタビューを行った。鳥取県障害福祉課職員には、インタビュー以外にも必要に応じてメールによるやりとりを行った。

3. 結果

3. 1. 地方自治体の教育における権限

ろう学校を含む特別支援学校と県立の学校(高等学校等)は都道府県、市町村立の小中学校は市町村が設置者になっている。しかし、任命権はいずれも都道府県教育委員会にあるため、研修は任命者である都道府県教育委員会が行う(地方公務員法第39条)。ただし、中核市の場合は、研修のみ市の教育委員会が行うことになっている。中核市でない市町村教育委員会も研修を行うことはできるが、研修にかかる費用等の負担も市町村が担うことになってしまう(表1では△と表記する)。また、政令指定都市は独自に教職員の任命権を持っているため、市立の学校に関しては独自に教員を採用することができ、研修も指定都市の義務となっている。つまり、政令指定都市が市立のろう学校を保持する場合、その教員の採用と研修は市が独自に行うことになる(表1参照)。したがって、教育分野における教育委員会の権限は県なのか市なのか、そして市である場合の人口の規模、さらにろう学校設置の有無によって異なるため、手話言語条例においてもその違いに応じた条文となることが求められる。例えば、市町村で手話言語条例が制定された場合、一般の小中学校における手話等の理解・普及・啓発に力を入れることができ、都道府県で制定されれば、ろう学校に通学するろう児に対して、「手話を学ぶ」、「手話で学ぶ」、「手話を獲得する」権利を保障し、かつろう者を含む手話のスキルを持つ専門性の高い教員をろう学校に採用さ

表1 教育に関する各地方自治体の持つ権限

	都道府県	政令指定都市	中核市	市町村
任命権	○	○		
研修義務	○	○	○	△

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」等を基に筆者らが作成

表2 条例を策定した自治体を持つ権限

		任命権	
		有	無
ろう学校の設置	有	鳥取県 神奈川県 群馬県	(該当なし)
	無	兵庫県神戸市	北海道石狩市 兵庫県明石市 など

せることについても踏み込める可能性がある。

ただし、2015年10月現在、3県19市町村で手話言語条例が策定されているが、手話言語条例が制定されている市町村において、市立のろう学校を設置しているところはない。政令指定都市で唯一、手話言語条例を策定している神戸市にも市立のろう学校はない（兵庫県立神戸聴覚特別支援学校は県立である）。任命権を持ち、研修の実施主体でもあり、かつ手話言語条例を制定しているのは、鳥取県と神奈川県、群馬県の3県である（表2参照）。

3. 2. 鳥取県と群馬県の教育に関する条文の比較

鳥取県と群馬県の手話言語条例の教育に関する事項には、ろう学校における手話の使用とろう学校以外の学校に対する手話の普及等に関する内容が第12条「学校における手話の普及」に記されている（表3参照）。

鳥取県の場合は、「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」ことを記載しており、群馬県の場合はこの2つに加えて、「手話を獲得する」権利の保障にまで言及している。

「ろう児等が手話を獲得」するために、「乳幼児期からの手話の教育環境を整備」という内容は、群馬県手話言語条例の特徴であると言える。このことについて、群馬県議会の平成27年第1回定例会において、群馬県手話言語条例案を他県と比較した際にその特徴はいかなるものかという質問に対して、群馬県手話言語条例（案）研究会（以下、「研究会」とする）の事務局長は以下のように答えている。

第12条において、「学校における手話の普及」について明記いたしましたが、条例案作成過程における保護者の皆さんとの議論の中で最も多かったのが、本県の「ろう教育」での手話獲得の機会の確保でありました。第12条については、特に譲れない部分でありました。

研究会の委員には、ろう学校PTA等の「聴覚障害児の保護者」は含まれていない。しかし、第1回目の研究会で「聴覚障害児の保護者」への意見聴取が行われ、「手話獲得の機会の確保」に関する議論があった。このような過程があったからこそ、群馬県では「手話を獲得する」という言葉は「特に譲れない」部分であったといえる。また、第12条3では「手話に通じたろう者を含む教員の確保および教員の専門性の向上に関する研修等に努める」となっており、ろう学校内部の教員の専門性の向上のための研修の開催やろう者を含む手話に通じた教員の確保まで言及し、「手話の教育環境の整備」をより具体的に記載している。群馬県の条例がここまで踏み込んだ内容になった背景には、「手話獲

表3 鳥取県と群馬県の手話言語条例の比較

	鳥取県	群馬県
第12条	ろう児が通学する学校の設置者は、 <u>手話を学び</u> 、かつ <u>手話で学ぶ</u> ことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	聴覚障害のある幼児児童又は生徒(以下「ろう児等」という。)が通学する学校の設置者は、ろう児等が <u>手話を獲得し</u> 、 <u>手話で各教科・領域を学び</u> 、かつ <u>手話を学ぶ</u> ことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2	(省略)	(省略)
3	県は、基本理念及び <u>手話に対する理解を深めるため</u> 、学校教育で利用できる <u>手引書の作成</u> その他の措置を講ずるよう努めるものとする。	ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、 <u>手話に通じたろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。</u>

表4 第2回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会における議論と修正案

第2回研究会にて提出された鳥取県条例の素案	<p>9. 手話の使用に関する環境の整備等</p> <p>①教育面における手話に関する環境の整備</p> <p>県及び市町村はろう学校等において手話を必要とするろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。</p>
第2回研究会での議論の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう児だけでなく、<u>義務教育の児童にもカリキュラムに盛り込むなど手話に触れる機会を確保して欲しい</u>。「県民への手話の普及」だけでは福祉的な要素が強い。 ・どの自治体も、「学習指導要領は国が決定しており難しい。」と言うが、鳥取県はそうであって欲しくない。“手話教育特区”のようなことも検討できるのではないか。
第3回研究会提出素案（改訂版）	<p>9. 手話の使用に関する環境の整備等</p> <p>①教育面における手話に関する環境の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、鳥取聾学校等においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。</p> <p>イ 県は、<u>学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。</u></p>

得の機会の確保」の保障がなされていないという保護者の意見があった。そしてこのろう学校の教育環境を改善させることにこそ、執行部提案ではなく議員提案の条例にせざるを得なかった理由が見られる。「執行部側の問題の是正を促す類の条例ともなればなおのこと、執行部側も快く協力するわけにはいなくなる恐れもある」（金澤，2014）状況で、執行部側との調整がうまくできた事例であるといえる。

一方、鳥取県では、条例の特徴のひとつとして、「鳥取県手話言語条例（仮称）研究会報告書」の中に「手話の使用に関する環境整備」を挙げている。そのためにはまず、広く手話に対する理解を広げるために手話を普及する必要がある。教育においても「手話に対する理解を深める」ことを重要視した文言になっており、第12条3ではより具体的に、ろう学校以外の学校で利用するための「手引書の作成」に努めるよう定めている。鳥取県手話言語条例（仮称）研究会においても、「ろう児だけでなく、義務教育の児童にもカリキュラムに盛り込むなど手話に触れる機会を確保して欲しい」という意見が出されたことから（表4参照）、広く社会一般に広めるだけでなく、義務教育の時から手話の理解や普及が進んで行くことをより強く意識して

条文が作られたといえる。

そして実際に「手話ハンドブック（入門編・活用編）」が作成され、小・中・高等学校の全生徒へ配布された。それだけでなく、各学校へ、「ろう者、手話サークル会員等の手話技術をもった者」が「手話普及支援員」として、学校での手話学習をサポートしている。

3. 3. 執行部提案条例の特徴

鳥取県と群馬県の条例の違いは、条文の中身だけではない。群馬県は議員提案の条例であり、それに対して、鳥取県は県知事が主導で提案した執行部（首長）提案となっている。

条例が上程されるまでのプロセスについて金澤（2014）は、執行部（首長）提案の場合、首長が必要を感じた時点から、執行部全体を動かすことが可能になるため、予算の裏付けを伴った形で検討することになり、細部に至るまで実現可能性を計画した上で上程することができる指摘している。実際に、第3回の研究会では、配布された条例案を基に、主にろう学校内部の整備、支援の補強について以下のような意見が交わされた（表5参照）。すなわち、（1）難聴が発見されたばかりのろう児とその親に対する支援と相談

表5 第3回鳥取県手話言語条例（仮称）研究会における議論と修正案

第3回研究会での議論の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・イの項目を新たに付け足し、聞こえる子供達を含め、児童及び生徒がろう及び手話に関する理解を深めるよう必要な環境整備に努める。 (1)鳥取聾学校の地域支援部での0歳児相談、支援。 (2)鳥取聾学校の教職員の手話に関する研修。 (3)手話ができる教員の配置・採用。 (4)ろうの教職員に対し、手話通訳の派遣。 <p>(施策案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「手話教育推進のコーディネーター」の配置。 ②聾学校教員、ろう者による出前講座の開催。 ③聾学校幼児児童生徒との交流学习。
第4回研究会提出素案(改訂版2)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育面における手話に関する環境の整備 ア 県及び市町村は、鳥取県立鳥取聾学校及び市町村が設置する難聴者特別支援学校においてろう児が手話を学び、また、手話で学ぶことができるよう、ろう児、その保護者及び家族に、手話に関する情報の提供などの支援を行うとともに、教職員の手話技術の向上を図るなど必要な環境整備に努めるものとする。 イ 県は、学校教育において児童及び生徒がろう及び手話に対する理解を深めるよう学習手引書の作成など必要な環境整備に努めるものとする。

の補強や、(2)ろう学校教員に対する手話の研修への助成を行い、手話の技術を身につけること、(3)手話がすでにできる教員の採用、配置の促進、(4)ろう学校にいるろうの教員に対する手話通訳者の配置など、より良い聾教育を行うための環境整備という意味合いが強い意見が出された。そして、既に具体的な施策案に関することまで議論が進み、①「手話教育推進のコーディネーター」の配置、②聾学校教員、ろう者による出前講座の開催、③聾学校幼児児童生徒との交流学习という項目で、執行部側より「施策案」が提案された。そしてそれは、平成25年10月の条例制定後に付けられた補正予算によって、当初予算から増額することになった。当時の障害福祉課の県庁職員によれば、研究会の中での関心事のひとつとして、学校現場、特に義務教育段階にどのように手話を普及していくかという点が挙げられた（筆者インタビュー）。つまり、「条例制定で県立学校へは手話の普及を直接指導できても市町村立の小学校へは県教育委員会から直接指導できないというジレンマ」があり、その対処策として、第12条3で、県が「学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努める」という規定を設け、これを根拠に、「手話ハンドブック」等の学習教材の作成、手話普及指導員の派遣を実施し、講師となる手話普及派遣員の謝金については、県で負担するという形

で実施することが可能になったのである。しかし、他の自治体ではここまでの施策を推進することはなかなか難しいだろう。なぜなら、通常、県の施策として進めたい場合は都道府県が市町村に補助金を出すことが多く、申請そのものは市町村が行うためである。あくまで市町村が主導で施策を進めるよう、都道府県としては誘導するのが通常のパターンではあるものの、このように思い切った施策や予算組みが可能だったのは知事の強力な後押しがあったことも推測できる。

3. 4. 市町村との関係に関する解釈の違い

鳥取県では執行部提案であり、知事の「後押し」があったことから、県の施策として市町村立の学校に対して積極的な施策を行うことができた（厳密には、直接市町村に予算を付けるのではなく、教材を県で作成無料配布したり、講師派遣の費用負担をしたりするなど、いわば「間接的な施策」といえる）。さらに、第5条では「市町村に対する責務」として、「市町村は住民の理解の促進、手話の普及等に努めるものとする」とも明記されている。県の条例であるにも関わらず、市町村に対する責務を課すことは通常の場合、困難なことが多い。鳥取県の場合も研究会で議論がなされ、障害福祉課からは以下の意見が述べられた。

表6 市町村に求める役割

鳥取県	群馬県
<p>(市町村の責務) 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(市町村との連携及び協力) 第5条 県はこの条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。</p>

「県の条例というのは、あまり個別具体的に市町村を規制するというのは、なかなか難しい。一応県と市町村は、対等な関係という形になっておりますので(中略) 県を主体にしながら、市町村さんをちょっと協力してというかたちで(中略) 地方自治法上、地方自治の趣旨を踏まえると、市町村さんは各市町村さんで、条例が必要だと思われれば、やっていただくというのが筋だと思います。」(「鳥取県手話言語条例(仮称)研究会」第2回議事録より抜粋。)

このように、「地方自治」の観点からいうと、県の条例によって「市町村を規制する」ことは困難である。実際に、群馬県の場合は、素案の段階では鳥取県を参考にし、「市町村の責務」と提出していたが、技術的に困難だったため、「市町村との連携及び協力」という項目に留まった(表5参照)。ではなぜ、鳥取県の場合は市町村の責務という表記にすることができたのか。研究会では障害福祉課から以下の見解が述べられている。

「県は、実をいいますと、市町村と対等の関係で(中略) 上下関係はございません。ですので、それぞれを自分の条例で縛るということはできるんですけども、県が市町村を縛るとか、市町村が県を規制するとかそういったものは、努力義務というか、こういうことを進めましょうというくらいの話であれば、問題は無いかと思うんです。」(「鳥取県手話言語条例(仮称)研究会」第3回議事録より抜粋。)

このように、鳥取県の行政側は、県と市町村に「上下関係」は無いとしつつも、「努力義務」程度であれば「問題は無い」という見解を示している。そしてその決定打となったのは、実は「議会の意見」であった。

当時の障害福祉課課長が当時の状況について、「条例案を作成していく過程で、県議会常任委員会に条例案(市町村の責務規定がないもの)を報告し」、「その際、委員(議員)から市町村についても責務として定めた方がよいという意見があった」ため、「議会の意見を受けて修正を行った」と振り返っている。しかしながら、あくまでも「県と市町村は対等の立場」であることを強調し、「市町村に強制するという意味はなく、市町村にも姿勢として認識しておいてもらう」という解釈でこの条文を捉えているという説明もあった。

したがって、群馬県の場合は「市町村との連携及び協力」、鳥取県の場合は「市町村の責務」と記載されているものの、その意味するところはほとんど同じといえる。すなわち、都道府県と市町村は対等の立場であり、どちらかに何かを強制することはできないが、相互に協力する姿勢を認識してもらうために、市町村に対する条文を含んでいるということである。

4. 考察

以上、鳥取県と群馬県の比較を中心に、地方自治体による条例の制約や特徴について検討した。このことによって明らかになった特徴的な相違点は3つある。

1つ目は条例が教育において対象とする範囲は、県か市かあるいは中核市なのか政令指定都市なのかによって異なるということである。すなわち、教育に関する権限を持つ教育委員会は、条例が制定される地方自治体が県なのかあるいは市(同じ「市」であったとしても、人口規模によっても権限は異なる)によって条例で扱い得る事柄も変化するため、例えば県条例だから教育に関するすべてのことが網羅できるというわけではない。

2つ目は、手話をめぐる教育の方針に関しては、ろ

う者含む関係者がらろう学校内の手話の使用状況に問題性を感じるか否かによって異なるということである。すなわち、鳥取県立のろう学校では既に手話の使用等は認められていると認識されていたため、「手引書」の作成など、通常の学校に対して手話の理解・普及を推進するための措置に重点を置いた内容となっていた。一方、群馬県の条例ではろう学校内での手話使用に関する内容に重点が置かれていた。すなわち、乳幼児期から手話を獲得するための環境整備やろう学校教員の専門性ならびに手話技術向上のための研修を行うなど、群馬県立のろう学校内部で手話の獲得及び使用を保障するような内容に特徴がある。その背景には、ろう学校における手話の使用について問題性が指摘されていることがあげられる。

3つ目は、県と市の関係性について、地方自治体によって異なる解釈を行っているということである。すなわち、鳥取県は県の条例ではあるものの、市町村立の小中学校に対して手話を普及していくことに関して記載することができたが、群馬県では鳥取県と同様の文言を条例に使用することができなかった。一般的に県と市は対等な関係であるため、過度に干渉することはできないが、「～するよう努める」などの努力義務程度であれば、市町村のことも言及できるという鳥取県の解釈に対して、群馬県では県だからといって、市に対する責務を負わせることはできないという解釈であった。しかしながら、都道府県と市町村は対等の立場であり、どちらかに何かを強制することはできないが、相互に協力する姿勢を認識してもらうための条文であるということは一致している。

本稿では鳥取県と群馬県の手話言語条例の特に「教育」に関する条文について、議事録等の資料を基に分析を行った。しかし条例が成立されるためには、今回得られた知見以外にも様々な要因が関係している。そこで今後は、個々の関係者への聞き取り調査などを行い、条例制定プロセスにおける関係者間の関わりがいかなるものであったかなどを明らかにしていきたい。

〈注釈〉

- 1) 学校教育法施行令第22条の3に規定されている障害の程度の者。
 - 2) 障害者差別解消法第8条は以下の通り。
(事業者における障害を理由とする差別の禁止)
- 第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。
- 3) 「手話言語法」の制定を求める「意見書」を提出している自治体は、1,737ヶ所にのぼり、全国の99.8% (2015年10月現在) を占めている。

〈引用・参考文献〉

- 二神麗子, 金澤貴之, 任龍在, 2016, 「群馬県手話言語条例の上程プロセスにおける当事者性の発揮について一党内研究会における条文案をめぐる議論に着目して一」『群馬大学教育学部紀要』, pp.161-171.
- 金澤貴之, 2014, 「手話関連条例が果たす役割に関する考察—上程プロセスへの当事者関与のあり方—」『手話学研究』第23巻, pp.31-41.
- 長瀬修, 2012, 「第6章 教育」『増補改定 障害者の権利条約と日本—概要と展望』, 生活書院, pp.145-182.
- 田門浩, 2014, 「手話言語法の法制化をめぐる考察 人権擁護との関連から」『手話学研究』第23巻, pp.11-30.
- 鳥取県手話言語条例 (仮称) 研究会, 2013, 「第2回鳥取県手話言語条例 (仮称) 研究会議事録」, 鳥取県福祉保健部障がい福祉課HP.
- 鳥取県手話言語条例 (仮称) 研究会, 2013, 「第3回鳥取県手話言語条例 (仮称) 研究会議事録」, 鳥取県福祉保健部障がい福祉課HP.
- 鳥取県手話言語条例 (仮称) 研究会, 2013, 「第4回鳥取県手話言語条例 (仮称) 研究会議事録」, 鳥取県福祉保健部障がい福祉課HP.

